

放置竹林
の解消

竹の伐採・搬出費用 を助成します



ご案内

北九州市「放置竹林解消モデル事業」について

○北九州市では、市内の放置竹林を解消するために、竹の伐採・搬出費用を助成し、放置竹林の竹材を引き取ります。

○市が引き取った竹材は、主に新たな産業用の素材として活用していただき、竹材が循環する仕組みづくりを支援します。

期間

令和 元年 4月 1日 から令和 4年 3月 31日 まで

条件など

助成金額 1kg当り **10.0円**

○対象となる竹

- ・市内の放置竹林(2,500本/ha以上)の「青竹」です。
- ・枝葉、枯竹、泥などで汚れた竹、割竹や笹は除きます。
- ・長さは、概ね2.0mに揃えてください。

○搬出場所

小倉南区大字辻三744番地の1 北九州市森林組合合馬作業所

搬出は **事前登録** が必要です(裏面参照)

■ 搬出日時 ■

毎週月曜日(祝休日、年末年始は除く) 午前9時 ~ 午後4時
※事前に北九州市森林組合に連絡を行うこと。

事前登録など 市内の個人または法人

- 受入数量に限りがありますので、登録の際は、搬出量、時期などを定めた事業計画書を提出していただきます。
- 市の暴力団排除規定等に基づき、所定の提出書類にて資格確認を行います。書類の不備や内容により、搬出をお断りする場合があります。
- 必要書類等：申込書、事業計画書、搬出者名義の銀行等通帳(写)。
- 必要書類は、下の連絡先まで提出してください。
- 詳細は、「北九州市放置竹林解消モデル事業実施要綱」のとおりです。詳しくは、市HP等をご覧ください。

受入の終了

- 受入総量に限りがありますので、受入が予定量に達した時点で、当年度の受入を終了します。

搬出手順 搬出日、量を事前連絡のうえ、登録証を持参してください。

- 出張引取りは受付できません。搬出予定日に搬出者多数の場合は、受入を限らせていただきます。
- 搬出者にて、所定の荷降し、計量器への移し替えをお願いします。
- 積載量や運搬は、関係法令を遵守してください。
- 対象外の竹材や、受入終了後に残った竹材は、お持帰りいただきます。

連絡先・搬出場所

平日 午前9時～午後4時

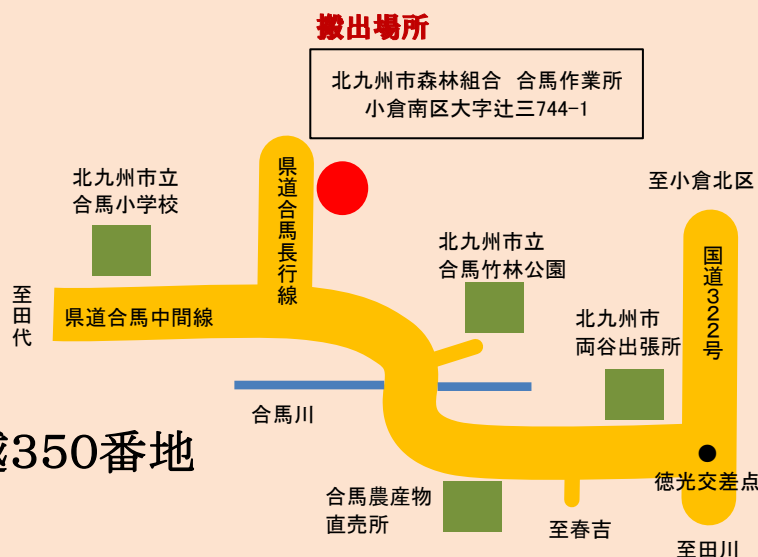
連絡先

北九州市森林組合

〒802-0835

北九州市小倉南区大字堀越350番地

Tel (093) 962-6078



※このチラシの有効期限は、表面の期間の末日です。